

<サービス利用料金（1回当たり）>

指定（第1号通所事業）通所介護の利用料金は「厚生労働大臣が定める法定代理受領分及びそれ以外については、厚生労働大臣が定める額に準ずる」通りとし、利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事にかかる標準自己負担額の合計をお支払い下さい。（サービスの料金は、利用者の要介護度等に応じて異なります。）

- ☆ 利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（1） 利用料金の全額を利用者に負担していただくサービス（契約書第5条、第8条参照）
以下のサービスは、利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所を利用される場合は通常の実施地域を超える分につき送迎費用として、下記料金をいただきます。

利用料金：片道50円（1km）

- ② 食事材料費（おやつ代を含む） 1日につき 600円

- ③ レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例> クラブ活動、クレイクラフト、書道、陶芸、レクリエーション、
お誕生会、新年会、忘年会、貼り絵 等

- ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

おむつ料金 1枚：実費

その他料金： 購入実費